

ロシアにおける新型コロナウイルス対策：外国人の入国制限措置（追加情報）

令和2年3月18日

一部追加

- 3月16日、ロシア政府は、3月18日0時（現地時間）から5月1日まで、日本人を含む外国人のロシアへの入国を一時的に制限する内容の政府決定を発表しました。
- 18日以降もロシアに入国できる「ロシア連邦に常に定住している者」とは、ロシアにおける永住許可証（Вид на жительство）または一時居住許可（Разрешение на временное проживание）をお持ちの方を指します。
- 日本人を含む外国人がロシアから出国することは可能です。

16日付けの政府決定では、3月18日以降も例外的にロシアに入国できる外国人として、トランジットの場合や、外交官、国際線の乗務員、「近親者の逝去を理由として発行された外交・公用・一般査証を有する者」のほか、「ロシア連邦に常に定住している者」が挙げられています。この「ロシア連邦に常に定住している者」についてロシア当局に確認したところ、ロシアにおける永住許可証（Вид на жительство）または一時居住許可（Разрешение на временное проживание）を持っている方を指すとの回答がありました。したがって、ロシアのマルチビザに基づき駐在や留学等されている方は、一度ロシアから出国した場合、5月1日以降までロシアに再度入国できなくなりますので十分ご注意ください。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：ロシア政府新型コロナウイルス関連サイト(消費者庁)

https://rospotrebnadzor.ru/documents/details.php?ELEMENT_ID=13890

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

ご質問等ありましたら、電話やメールで下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

在ハバロフスク日本国総領事館（領事班）

Tel: +7(4212) 41-30-48

Fax: 41-30-49

メール: ryojibu@kh.mofa.go.jp

ホームページ: https://www.khabarovsk.ru.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html